

d)視覚障がい者点字プログラムの配布

希望者に点字プログラムを配布。なお、今後、テキストデータをホームページにアップして、音声読み上げソフトにより聴くことを可能にする予定。

e)アクセシビリティに配慮したホームページ

ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」※における等級 A の達成基準に配慮して制作している。具体的な配慮としては、視覚障がいを持つユーザが音声読み上げソフトで利用できるように画像コンテンツの代替テキストを設定、手が不自由でマウスが使えないユーザがキーボードのみですべての操作を行えるようにしています。

日本工業規格 (Japanese Industrial Standards) は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の答申を受けて、主務大臣が制定する工業標準であり、日本の国家標準の一つである。

(ウェブアクセスビリティ基盤委員会：<http://waic.jp/docs/jis2010-order-guidelines/>)

f)インターネット生放送

移動困難者や海外も含めた遠隔地在住者のために、インターネット生放送を実施している。独自に日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」よりも厳しい基準で「ライブの音声と映像を含むコンテンツにキャプションと手話通訳の同時提供」を実現している。

g)雛壇

本調査において、一般の催事の主催者、およびプロモーターが指摘した配慮である。

他の観客が立ち上がると、車いすの観客は観にくくなるので車いすのまま雛壇に乗れるようにするというものである。

次に上記 a から g の配慮が、国連の障害者の権利条約における合理的配慮にあたるのか検証してみたい。

a)介助者は1名まで無料

空席が予想される舞台芸術の催事については、合理的配慮といえる。ただし、満席が予定される人気のある舞台芸術の催事については、料金を払って鑑賞する観客を優先すべきであると考えるので均衡を失しているといえ、合理的配慮とはいえない。

b)車いすエリアの設置および、価格の配慮、同行者の周辺通常座席の確保

車いすエリアの設置についてであるが、車いす使用者のほかに介助者も枠内にいすを設置して座るため最大 30 台の車いす使用者が鑑賞可能である。総席数は 1200 席であるので、

その 2.5%を車いす使用者が占めることができる。我が国の車いす使用者は人口の 1%前後であるので、人口比で倍以上受け入れることができる。

これは、均衡を失しているといえよう。また、車いすエリアの設置により、主催者にとって販売可能席数が全席数の 1 割にあたる約 140 席減るので、過度な負担ともいえる。よって、合理的配慮を超えた配慮といえる。

通常の手話通訳者として使用できる中ほどの合計 10 枠を使用し、同行者の周辺通常座席の確保をしなかった場合、車いす使用者 1 名につき介助者 1 名が枠内にいすを設置して座ることとなり、車いす使用者 5 名が鑑賞可能となる。その場合 0.4%と人口比の半分以下となり、合理的配慮としては不十分と考える。

人口比は合理的配慮の一つの目安として、今後議論すべきである。

(参考資料:「身体障害児・者実態調査」(厚生労働省)、障害者白書 平成 20 年版(内閣府))

c)聴覚障がい者に対する情報保障

ゴールドコンサートにおいては、聴覚障がい者の情報保障のために全費用の約 5%を使用している。ただ、手話通訳およびパソコン文字通訳者への謝金は、協力により通常より低価格である。聴覚障がいをもつ観客の数は不明だが、全体の 5%は下回る。過度な負担であり、均衡を失するといえ、合理的配慮を超えた配慮といえる。

とはいえ、これがもし例えば 30 回公演のうちの 1 回となれば、合理的配慮といえるのではないか。

なお、磁気ループは一度設置すれば何度も使用できるので、規模が比較的大きい施設においては、合理的配慮といえるのではないか。

d)視覚障がい者点字プログラムの配布

通常の催事の場合、点字プログラムは費用がかかり、受益者の数も限られているので、均衡を失し、過度の負担があるといえ、合理的配慮を超えた配慮である可能性が高い。

e)アクセシビリティに配慮したホームページ

ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」への対応レベルが等級 A (シングル A)、等級 AA (ダブル AA)、等級 AAA (トリプル AAA) の三段階あり、等級 A は、最低限の基準を満たすレベルである。

日本工業規格の基準は、均衡を失したり、過度の負担を強いたりするものではないため、平等を期すための合理的配慮といえる。

f)インターネット生放送

ゴールドコンサートでは、多くの障がいをもつ視聴者が予定されているので、実施している。通常の公演においては、合理的配慮とはいえない。

g) 雛壇

他の観客が立ち上がっても鑑賞できるという意味で、その利用により権利が平等に近い形で守られている。例えば、アリーナ席の端のほうに雛壇を設置するのではなく、最前列に車いすエリアを設けることは、価値の高いエリアで優先的に観られることになるので、均衡を失しているといえるかもしれない。

ロック・フェスティバルやアリーナ公演のような、多数の車いすの観客を受け入れる場合であれば、コストは下げられるし、特に同じ会場の他の催事で何回も使いまわせばよりコストは下がるので、過度な負担とはいえない。

よって合理的配慮といえるのではないか。

ただし、スロープや柵がない場合は、安全が確保できないだけでなく、一度雛壇に乗ったら自力で降りられないという不自由さがあるので、合理的な配慮とはいえない。

③分析と提案

これらのニーズをもとに、本節では、障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際のあるべき合理的配慮について、肢体不自由、視覚、聴覚の各種別ごとに分析し、提案する。

肢体不自由者の聞き取り調査対象者は 5 ケースで、車いす使用者はそのうち 3 ケースである。肢体不自由者のケースすべてを分析した中で最も大きな問題点は、車いすエリアにおける同席者の人数制限である。

多くの一般の催事の主催者には、車いすエリアにおける車いす使用者の観客の同席者は 1 名までしか認めないというルールがある。この点について 2 つの車いす使用者のケースで言及がある。

ケース(シ)の方は、車いすを使用する女性で、手押しの車いすを自力で動かすことができるが長い距離はできない。また、車いすから通常の座席に座りかえることは困難である。

「3 人で観に行ったときに、誰かが 1 人で観に行かなくてはいけないだなんて、1 人介助者がついてくれるだけでも申し訳ないのに、1 人だけ別の席に行かなくてはいけないだなんて楽しめない」

「せっかく楽しみに家族 3 人で来たのに、離れなきゃいけないだなんて、え～って感じ」と述べている。

ケース(ス)の方は、車いすを使用する女性で、手押しの車いすを使用するが、姿勢を維持するためにヘルパーが必要なほど重度で、外出時は、通常 2 名のヘルパーを必要とする。鑑賞時は左右両側にヘルパーが 1 名ずつ座る必要がある。

「・・・私車いすじゃない。支えてもらう必要あるでしょ。〇〇さんと映画行ったとき・・・」

あっ、あの時は通路に私が通路で両サイドがたまたま空いてたのか。空いているときはヘルパーさんが椅子に座ってもらえるけど、なかなかそのスペースがない。」

映画は舞台芸術ではないが、同行者の席の確保という意味で共通性があるので、ここで示した。

本調査の以前において、筆者がそのルールについて様々な催事において、主催者から聞き取り、また本調査においても大手プロモーターの方に確認したところによると、主催者がこのようなルールを採用するのは、次のような理由である。

まず、車いす使用者が、車いすエリアで鑑賞する場合、その車いすエリアの一部スペースの利用を事前に予約することはできない。通常の席のチケットを購入し、当日、車いすエリアに案内される。車いす使用者 1 名がそのエリアで車いすのまま、健常の同席者はそのすぐ隣で通常のいすに座ることになる。その同席者が 1 名までということである。

主催者は当日何組の車いす使用者を含んだグループが来場するのか全く把握していない。

車いす使用者は到着した順に案内するので、車いすエリアに先に 2 名以上の同席者を入れてしまうと、後から他の車いす使用者が来場した時に、スペースが足りなくなる恐れがあるからということだ。

この点についてケース(シ)の方は「すべてを“ルール”で判断するのではなく、たとえば他の車いすのお客様が来るかもしれないから 2 人まで、ではなく、他の車いすのお客様が実際に来たら 2 人まで」というような、その場での配慮を求めている。

さて、ここで主催者の主張は一見もつともらしい。しかしその主張は我が国の「障害者差別解消法(p.4 脚注 3)」において求めている「合理的配慮」の基準を明らかに満たさない。

国連障害者権利条約の合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」。

まず、そもそもこのルールによれば、車いす使用者は事前に鑑賞するスペースを確保することができない。人気公演で、もし多数の車いす使用者が来場したら、最悪の場合、鑑賞することができなくなる。通常の場合は、指定席¹³のチケットを購入すれば、そのチケットに対応する席の占有権を得るわけだ。これは権利の大きな制約である。

次に、同じ料金を払っているのに、同席者は 1 人までで、それより同行者が多い場合は、それぞれ離れた席で観ることになる。舞台芸術の鑑賞は、同行者と一緒に、感動や楽しみ

¹³ 指定席

議論を単純にするためにここは、自由席ではなく、指定席のみの議論とする。

を共有することも一つの目的である。その権利を著しく制限されているといえる。

よって、ここでいう合理的配慮はなされていないことになる。

それではどのような合理的配慮をすればいいのか。次のような提案をしたい。

たとえば、400名収容可能な会場があるとして、人口比1%にあたる4名の車いすを収容できるように会場を設定する。まず、車いすエリアの床にテープなどで分けし、車いす1台につきちょうど収まるような1つの枠を設け、合計6枠をつくる。その6枠は車いす使用者および同行者専用の指定席として販売する。なお、6枠あれば、平均4名の車いす使用者（2名の健常者）が使用できると想定している。その車いすエリアの周りには12の一般の指定席を設ける。

これら18名分の指定席を、車いす使用者を含むグループ客のために優先的に確保し、基本的には一定のルールを設けて先約順に販売する。

各グループ、車いす使用者の人数も違うし、介助の必要性から隣り合う希望がある車いす使用者もいる。それによってチケット事務局のほうで、できるだけ席が空かないように販売する。

なお、車いすエリアの周りの12の一般の指定席は、車いす使用者の同行者の優先席として確保することが原則であるが、他の一般の指定席が完売になれば、優先席とするのをやめる。こうすることで、主催者にとっても空席がでにくくなるという利点がある。

ただ、公平を期すために、車いす用の1枠を作ることにより、通常の席が平均1.5～3席分減少する。また、車いす使用者を含むグループ18名分の指定席のルールを理解し、希望に沿って販売することは、工夫を要し事務的な負担は大きくなる。しかし、過度な負担があるとはいえない。

さらに、人口比に合った車いす使用者をできるだけ公平に受け入れるので、平等な権利を確保していて、均衡を失しているとはいえない。

今後さらなる議論が必要であろう。

2) 視覚障がい者

視覚障がい者が舞台芸術を鑑賞する際、最も大きな問題点は、ガイドヘルパーの制度が利用しにくいことや、会場の人的な対応が不適切であるため、鑑賞する機会が損なわれていることである。

まずケース(セ)の方は、東京都の方は舞台芸術のイベントを企画した経験があり、社会的にも地位のある方であるが、自身も利用している同行援護（ガイドヘルパー）制度について次のように述べている。

「視覚障がい者に対する同行援護が進んでいない。例えば、ヘルパーのように常に決まった人が同行してくれるわけではない、また同行援護にくる人もなかなか決まらず、ギリギリまでわからない。結局のところ人と人とのかかわりであり、心通えなくては安心できない。指名できる制度の確立を望んでいる」

この指摘は、行政の福祉サービスについてである。舞台芸術を鑑賞するうえでの合理的配慮においては視点がずれるが、広義では外出の権利を守るための配慮ということになる。

現行の制度において、ガイドヘルパーは事業所に属し、視覚障がい者はその事業所から派遣してもらう形となる。それを、直接雇用の制度にしたほうが良いという意見である。利用者からすれば、個人的な生活に密接にかかわるガイドヘルパーは嗜好も含めて自分で選択したいという希望である。特に舞台芸術というエンターテインメントに同行する人は、その時間を楽しく共有できる人が良いと考えるのは、自然ではないか。

ガイドヘルパーのように数時間一緒に過ごす福祉サービスであれば、家族や友人、知人に担ってもらうような簡易の制度でも良いのではないか。間に事業所を挟むよりコストはかなり安くなる。不正等の可能性を指摘する方もいるが、コストが下がるのは確かである。

逆に行政は、家族や友人がガイドヘルパーの機能を果たす場合、無償なのでコストがかからないとしている。ただ、家族はその間自分の時間を使用することになるし、障がい者本人の自立にとって望ましくない場合も多々ある。

さて、次は舞台芸術鑑賞の会場での案内についてである。ケース(セ)の方は、舞台芸術を1人で鑑賞する際に、「館内で一番困ることはスタッフの居場所が分からない」ことであると述べている。座席やお手洗いにいく際等に案内係のちょっとしたガイドで用が済むのに、一度座席についてしまったら、スタッフの居場所が分からなくなるので、声をかけてお願いすることができなくなるということだ。

そこで、「係員をいつでも呼ぶことができる呼び出しボタンみたいなもの」があればいいのではないかと述べた。

逆に、人的なサポートがあれば、「会場内まで点字ブロックはいらない」「入口や受付までで構わない」と述べた。人的サポートの「対応マニュアルの制作とスタッフ内での浸透、意思統一」の必要性も、合わせて述べた。これらは、均衡を失したり、過度な負担を主催者側に強いるものではない限り、合理的配慮といえるのではないか。

ケース(ク)のかたは、20代の沖縄県の方で全盲だが、

「点字ブロックがある会場も少ないですねー。会場外はあるんですよー。大きい会場は整備されているんでしょうけどねー。(筆者註：会場内に)点字ブロックがあればトイレにも気兼ねせずに一人で行けるのですけどねー。」

と述べられた。家族の方が付き添うことが多いようなので、ケース(ク)の方のようにガイドヘルパーは必要としない。会場での主催者側の案内のサポートもそれほど必要ない。

二律背反の考え方ではあるが、逆にいえば両方のニーズが混在しているといえる。点字ブロックは公共性の高い場所においては、バリアフリー法の影響で、非常に発達しているが、本調査で明らかになったように特に民間の中小規模の会場においては、あまり発達していない。なお、点字ブロックは車いす使用者、肢体不自由者にとっては移動しにくくするものであるので、「均衡を失しない」よう留意する必要がある。その限りにおいて、合理的配慮といえる。

その他の配慮として、ケース？の方は、前節のように、プログラムなどのテキスト情報のデータが受け取れるとよいということであった。インターネット上にあれば、音声読み上げソフトにより、スマートフォンや携帯端末でその場で情報が得られる。DVD等のメディアであれば、それを読み取れるパソコンなどの端末で後程情報が得られるからだ。IT技術によりコストをかけず、テキスト読み上げソフトに対応する形式で提供することは、可能なので、合理的配慮といえるのではないだろうか。

音声ガイドについては、古典芸能においては一般客用のものを活用できるかもしれないが、コンテンツ制作にコストがかかるので、主催者にとって過度な負担となる可能性が高い。ただ、ロングランの公演であれば、全体に占めるコストは下がる。

4) 聴覚障がい者

聴覚障がい者が舞台芸術を鑑賞する際、最も大きな問題点の1つは、手話や文字字幕といった情報保障がないために、舞台芸術の鑑賞にあまり興味が持てないということである。逆に情報保障が発達していると興味が持てるようで実際にもっと鑑賞する可能性が高い。

例えば、ケース(オ)の調査対象者は、手話通訳者の通訳が必要な女性である。本ケースは舞台芸術の表現者であり、鑑賞者としてもかなり経験がある。また、補聴器を使用すれば、メロディーがわかるという。

有料の音楽コンサートにはあまり行かないことを述べた後、本人は、「ただ、紅白（筆者註：「NHK 紅白歌合戦」のこと）は好きでみています。字幕がついているからです。あとは見せ方、舞台上で色々しているのが面白いです。そういう面は見て楽しいですし。歌詞も字幕がついているので楽しむことができます。生で見に行くと字幕が無いので厳しいです。」

と述べていることに端的に表れている。なお、NHK 紅白歌合戦はテレビでの鑑賞のことである。

それでは、どうすればよいのか。

彼女が研修を受けたイギリスにおいては、オペラやミュージカルなどのロングランの講演がある場合、そのうちの数公演は、パソコン文字通訳、または手話通訳を行い聴覚障が

い者でも鑑賞できるようになっているという。

どのくらいの割合かは議論が分かれるところだが、均衡を失した又は過度の負担を課さない程度に実施することが、合理的配慮ではないだろうか。

ケース(オ)の方の指摘によると、汎用性のある機器やサービスもあるということである。

例えば、「2013年4月、新しい歌舞伎座で字幕ガイドサービスがスタートしました。「歌舞伎の裾野を広げる」ということを目指して新しい歌舞伎座でサービスを開始した字幕ガイドは、日本で初めての劇場常設ポータブルモニターです。現在、台詞や詞章などが台本通りに表示される「台本チャンネル」と、お芝居の背景やストーリーを解説する「日本語解説チャンネル」を提供しております……」

(参考資料:「G・マーク」http://www.eg-gm.jp/g_mark/portable_kabukiza.html)

このような、登場人物の台詞や説明などが、手元の字幕機に表示され、舞台の進行に合わせ、画面がオペレーターの操作によりに切り替わるポータブル字幕サービスを、聴覚障がい者の情報保障に活用するのは、1つの方法なのではないだろうか。汎用性のある機器やサービスの活用はコストを抑えるので、過度な負担とはなりにくいのではないか。ただ、伝統芸能はセリフがわかりにくいので、一般の人のニーズがあり料金を聴取することにより主催者の負担が小さいという側面はある。

いずれにしても、今後、我が国のような技術大国においては様々な技術があるので、それを活用することは重要である。

2 章 障がい者が舞台芸術の「表現者として演ずる」

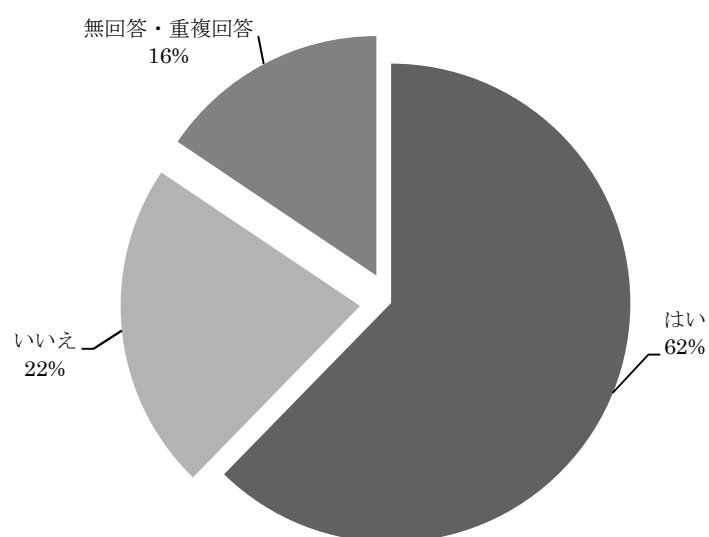
(1) 「表現者として演ずる」場合の施設の現状

①施設管理者への書面によるアンケート調査

本節では、1 章(1)②の施設管理者へのアンケート調査の楽屋、ステージについての回答について集計結果を示した。

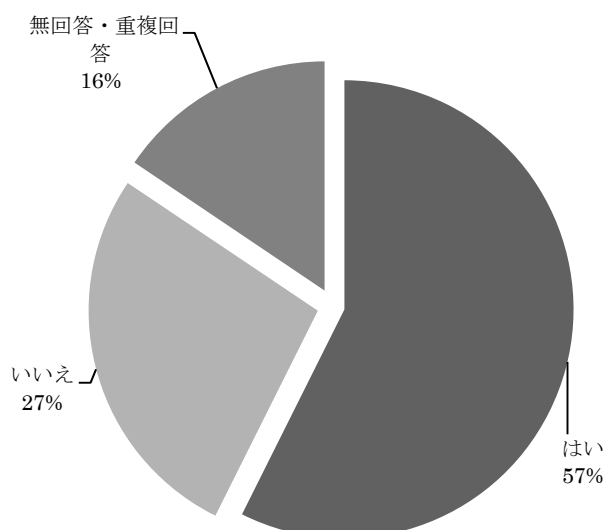
n=366

会場調査 Q4. 楽屋まで車いすのまま段差なしで行けますか？



n=366

会場調査 Q5. ステージまで車いすのまま段差なしで行けますか？



②施設の現地聞き取り調査

1 章(2)④で示した通り調査を行った。

なお、調査の内容の一部は、1 章「障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」に関するものであるため本章においては、分析を行なわない。

「観客として鑑賞する」ために観客席までバリアフリーであったとしても、「表現者として演ずる」ために必要な楽屋やステージはあまりバリアフリー化が進んでいないという印象を受けた。

以下、調査時に楽屋、ステージについての発言、メモから拾った文言である。

「ステージは簡易スロープがあれば簡単に上がることができる高さである。」

「車いすのアーティストだけでなく、内部障がいのアーティストも多く出演している。」

「楽屋の定員は 5～6 名ぐらいで十分な広さがあるが、楽屋にはバリアフリースイートイレはない。」

「楽屋内に身障者用トイレがある。」

「楽屋 5～6 名入ることができるが、靴を脱がなくてははいけない。」

「通路にスロープを設置している個所があるが、ステージ含め基本的にスロープはない。ステージは段差、階段があるため、車いすの出演者が出る場合は、人力で舞台に上げている。」

「店内は全体的に段差が少ない。楽屋まで段差なしで入ることができる。しかし、ステージに上がるには段差を越えなければならない。」

「楽屋内に段差が存在する」

「立体駐車場から楽屋、楽屋から舞台まで、段差なしに行くことができる。」

③分析

「4. 楽屋まで車いすのまま段差なしで行けますか？」で「はい」と回答したのが 62%、
「5. ステージまで車いすのまま段差なしで行けますか？」で「はい」と回答したのが 57%
と、客席の「3. 車いす用の観覧スペースまで段差なしで行けますか？」で「はい」と回答した 75%よりも著しく低くなっている。

これにより車いす使用者を含めた肢体不自由者、また視覚障がい者にとって、「観客として鑑賞する」よりも「表現者として演ずる」ことのほうが物理的障壁が大きいといえる。

現地聞き取り調査（1 章(1)④参照）でも、車いす用の観覧スペースまで段差のない全 16 施設のうち、楽屋（または控室）に入るのに段差がなかったのが 14 件、ステージになると 9 件であった。

ケース分析

ある飲食も可能な小規模な施設は複合施設の 2 階にある。複合施設の建築施工計画当初

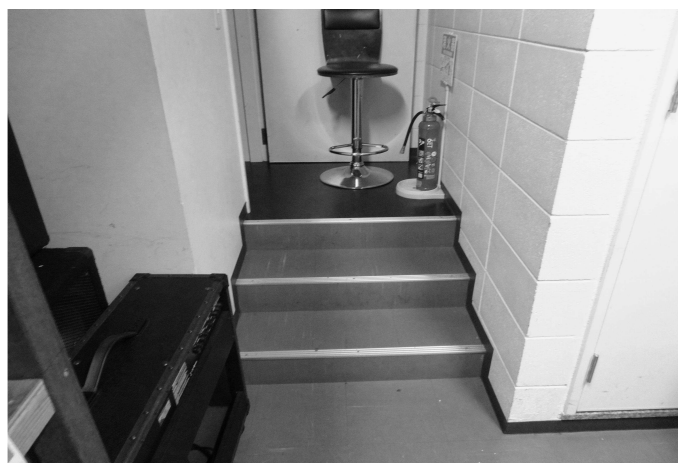
は、建築主は、道路からその小規模な施設に行く経路にエレベーターを設置しない予定であった。建築物を賃貸する立場の小規模な施設の管理者は、建築主に要望してエレベーターの設置を実現したという。なお、この管理者は施設内の音楽ライブの主催者でもある。

小規模な施設であるにも関わらず、バリアフリートイレが設置され、道路から店内の客席まで段差はなく通路の幅は広く、バリアフリー化されていた。

また、楽屋は段差無しで車いすのまま入れたが、舞台に上るところは狭く3段（p.4 写真49）の段差があった。

管理者は、「私（個人の）の店だからどうしても限度があるじゃないですか。というのも、（バリアフリー）設備となると、どうしてもお金がかかるじゃないですか。その分だけでも行政が・・・（中略）。行政がらみのホールとか劇場では当たり前（バリアフリー設備各種が）着いてるじゃないですか。（中略）だから・・・（小規模なところにも）助成金降ろしてくれると、どうしても設備となると・・・あと改築となるとどうしても大家さんの許可があるので」と発言している（カッコ内筆者註）。

写真 49



1 章（1）⑤でも述べたが、行政による中小規模の施設へのバリアフリー化への補助は、非常に限られている。真のバリアフリー化を促進するなら、大規模施設のみならず、中小の施設にも目を向け、バリアフリー化の補助制度の創設を提案したい。

また、障がい者が、観客として観るというサービスの利用者となるだけでなく、表現者として演ずるサービスの提供者となることこそが、真の社会参加である。そのための意識の変化も促進する必要があるのではないか。

(2) 障がい者が舞台芸術の「表現者として演ずる」際のニーズ

①書面によるアンケート調査

1)調査の概要

障がい者が舞台芸術を「表現者として演ずる」際の当事者のニーズについて、記述式アンケートを作成した。

質問項目のうち、1 から 5 までは、「観客として鑑賞する」に関するもので 1 章(2)においてすでに集計、分析した。本節においては、「表現者として演ずる」際の当事者のニーズのみを集計、分析する

調査対象者は、関係者名簿約 6,000 名中の障がいのある表現者と認められる 441 名を対象者とした。

アンケート用紙および料金後納（当方負担）の返信封筒を郵送し、FAX、郵送、または視覚障がい等の障がいのニーズにより希望者には E-mail により返信を受けた。

平成 26 年 2 月上旬にアンケート用紙を 441 名に送信し、締切日の同年 2 月 19 日までに計 92 名の返信、回答があった。回答率は 20.9%であった。よって合計 92 名を集計、分析の対象とした。

2)アンケート調査票の内容

アンケート調査票の内容は次ページの通りである。

0-5. 介助の必要性の有無

☐有 ☐無

必要な場面 ()

0-6. 障害支援区分

☐区分1 ☐区分2 ☐区分3 ☐区分4 ☐区分5 ☐区分6 ☐不明

0-7. 介護サービスと時間数

☐居宅介護 (月 時間) ☐重度訪問介護 (月 時間)

☐同行援護 (月 時間) ☐行動援護 (月 時間)

☐移動支援 (月 時間) ☐不明

0-8. 生活形態

☐一人暮らし ☐配偶者または子と同居 ☐それ以外の親族と同居

☐親族以外と同居 ☐その他 ()

0-9. 表現方法

☐音楽 ☐ダンス ☐演劇 ☐伝統芸能 ☐その他 ()

0-10. 表現活動暦

() 年

0-11. 発表方法

☐ライブ・コンサート・公演・発表会などに出演 ☐自主制作 CD・DVD

☐ウェブサイトで発信 ☐メディアに出演 ☐その他 ()

○舞台芸術を鑑賞することについて

1. 舞台芸術はどのくらいの頻度でライブ鑑賞しますか？

☐月1回以上 (月何回?) ☐半年に1~5回 ☐1年に1回程度

☐2~3年に1回程度 ☐あまりしない ☐したことがない

2. 舞台芸術の中で最もライブ鑑賞する種類は何ですか？

☐音楽 ☐ダンス ☐演劇 ☐伝統芸能 ☐その他（ ）

3. 舞台芸術をライブ鑑賞する際に問題とを感じる点は次のうちどれですか（複数回答可）？

☐階段・段差がある ☐車いす席がない ☐車いす席が少ない
☐車いす席に同席できる人数に制限がある ☐バリアフリートイレがない
☐バリアフリートイレに不備がある
☐席種（S席やA席等）を選ぶことができない ☐手話がない
☐文字通訳や要約筆記がない ☐磁気ループがない ☐点字情報がない
☐付添の人がいない ☐付添の人のチケット代も負担しなければならない
☐会場の職員の案内に不備がある ☐他の観客から不適切な態度をされる
☐休憩時間が短い ☐その他（ ）

4. 舞台芸術をライブ鑑賞する際にどのような障がい福祉サービスを利用されていますか（複数回答可）？

☐居宅介護 ☐重度訪問介護 ☐同行援護（ガイドヘルプ）
☐行動援護 ☐自立訓練 ☐相談支援
☐補装具支給（歩行器・車いす、補聴器、重度障害者用意思伝達装置等）
☐日常生活用具等給付（特殊寝台などの介護訓練支援用具、人工喉頭や視覚障害者用読上げ装置などの情報・意思疎通支援用具等）
☐手話通訳者の派遣 ☐移送サービス
☐自治体による障害者住宅改造費助成
☐社会福祉協議会の障害者自動車購入費貸付
☐その他（ ） ☐利用していない

**5. 舞台芸術をライブ鑑賞する際に必要な障がい福祉サービスはありますか？
ご自由にお書き下さい**

○表現活動のイベントに関して

6. 表現活動を行うイベントへの出演頻度はどれくらいですか？

☐月1回以上（月何回？ ） ☐半年に1～5回 ☐1年に1回程度
☐2～3年に1回程度 ☐あまりしない ☐したことがない

7. 表現活動を行うイベントに出演する目的を教えてください（複数回答可）。

- [illegible]

8. 出演するイベントを選ぶときの基準・条件は何ですか（複数回答可）？

- ☐興味・関心 ☐主催者・主催団体 ☐他の出演者の顔ぶれ
- ☐審査員の顔ぶれ ☐出演料(プロの方などの場合)
- ☐参加費、賞金や商品などの特典 ☐会場の規模や質
- ☐自宅から会場までの距離 ☐会場および会場周辺のバリアフリー状況
- ☐その他() ☐特にない

9. 活動を行うイベントの主催者・会場に対し求めることはありますか（複数回答可）？

- ☐駅から近いところに会場を設定 ☐スロープ・エレベーターの完備
☐バリアフリートイレ ☐手話通訳 ☐点字 ☐ガイドヘルプ
☐その他() ☐特にない

○表現活動の拠点に関して

10. 自宅以外の表現活動の練習・創作をする拠点がありますか？

- ☐ある . . . 10-1へ ☐ない . . . 10-5へ

→「ある」と答えた方にお聞きします。「ない」方は質問9-5へ。

10-1. 自宅以外ではどちらで練習・創作活動をされていますか？

- ☐福祉施設 ☐公民館 ☐教室 ☐スタジオ ☐その他()

10-2. 自宅以外の表現活動の練習・創作で拠点を利用する頻度を教えてください。

- ☐
- 週5回以上
- ☐
- 週3回程度
- ☐
- 週1回程度
- ☐
- 月1~2回程度
- ☐
- 不定期

☐練習施設としての質 ☐自宅からの距離
☐エレベーター・スロープがある ☐バリアフリースイレがある
☐点字案内がある ☐その他() ☐特にない

☐施設が古い ☐自宅から遠い ☐拠点となりうる施設の数が少ない
☐階段・段差がある ☐バリアフリートイレがない
☐その他() ☐特になし

☐設ける必要が無い ☐拠点にしたい場所が遠い
☐自宅からの移動手段がない ☐拠点にしたい場所がバリアフリーでない
☐同行してくれるヘルパーが確保できない ☐金銭的な負担が大きい
☐その他() ☐特になし

☐練習施設としての質 ☐自宅からの近い
☐エレベーター・スロープがある ☐バリアフリースイレがある
☐点字案内がある ☐その他() ☐特にない

☐特注の楽器を使用 ☐既製品の楽器を改造 ☐周辺機器の調整
☐その他() ☐特になし

3) 表現者アンケート集計

